

令和 6 年 9 月 2 日

お客さま 各位

尼崎信用金庫

住宅ローン控除申請書の調書方式取扱開始について

当金庫では住宅ローン控除の適用に係る手続について、令和 6 年 10 月 1 日から「調書方式」の取扱を開始します。

令和 4 年度税制改正においてこれまでの年末残高証明書を用いる「証明書方式」から、居住年が令和 5 年 1 月 1 日以降の住宅ローンご利用者を対象に年末残高調書を用いる「調書方式」とする改正が行われたことに対応するものです。

なお、現在証明書方式の住宅ローンご利用者については、引き続き当金庫より年末残高証明書を郵送します。

記

1. 取扱開始日

令和 6 年 10 月 1 日(火)

2. ご対象の方

令和 6 年 10 月 1 日以降に当金庫で住宅ローン契約を締結する方で、下記①②のいずれも満たす方
なお、居住年が令和 5 年 1 月 1 日以降で、現在証明書方式の住宅ローンご利用者につきましても、新たに「住宅ローン控除の適用申請書」および「個人番号告知書兼口座付番申込書」をご提出いただくことで、調書方式に切替え可能です。

①居住年が令和 5 年 1 月 1 日以降であること

②ローン契約締結前に「住宅ローン控除の適用申請書」および「個人番号告知書兼口座付番申込書」をご提出いただくこと

3. 証明書方式と調書方式の概要

(1) 証明書方式

住宅ローン控除の適用を受ける住宅ローンご利用者が、金融機関等から交付を受けた年末残高証明書を、確定申告又は年末調整の際に、税務署又は勤務先に提出する方式です。

(2) 調書方式

金融機関等が税務署に年末残高調書を提出し、国税当局から住宅ローンご利用者にマイナポータル連携により年末残高情報を提供する方式です。居住年が令和 5 年 1 月 1 日以降で、金融機関等に対し個人番号等を記載した「住宅ローン控除の適用申請書」を提出している住宅ローンご利用者をご対象です。

「調書方式」に対応した金融機関からのお借入れに係る住宅ローン控除の確定申告・年末調整の手続については、「年末残高調書」の年末残高等の情報を、マイナポータル連携によって活用することにより、手続が簡便になります。手続の詳細については、おって国税庁ホームページでご案内の予定です。

以上